

定 款

2025 年 6 月 26 日改正

ニチバン株式会社

ニチバン株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社はニチバン株式会社と称する。英文では NICHIBAN CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の各製品及び付属品の製造、製作並びに販売

- ① 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び試薬
- ② 接着テープ、接着シート、接着剤その他接着製品及びその機械器具
- ③ 香粧品、衛生用品及び食品添加物
- ④ 筆記用具等事務用品
- ⑤ プラスチック製の家庭用品及び紙製容器
- ⑥ 包装用袋等包装材料
- ⑦ 計測器、計量器、家庭用電気機械器具、公害防止機器、運搬用機器、事務用機器、包装・荷造機器、医療用機械器具、健康・スポーツ機器、教育機器

(2) 食品、飲料品及び日用雑貨品の販売

(3) 前各号に掲げる物品の輸出及び輸入

(4) 展示、内装、看板工事その他建築工事の請負、設計及び施工

(5) 医薬品の薬物投与システムに関する工業所有権、ノウハウ、技術、ソフトウェアの調査、研究開発、企画及び販売

(6) 以上に付帯関連する一切の事業、その他事業に投資

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は7千万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

第9条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使することができる株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株式等取扱規則)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行

使に関する手続は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式等取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は法令に特に定められた場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。

- 2 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。
- 3 取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもって予め定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は法令又は本定款に特に定められた場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主が株主総会において代理人により議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を行使することができる他の株主1名に限り代理せしめることができる。ただし、株主又は代理人はその代理権を証明する書面を株主総会前に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は各株主総会毎にこれを為さなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の定員及び選任)

第18条 当社の取締役は10名以内とし、株主総会において選任する。

2 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会の決議をもって会社を代表すべき取締役を選定する。

2 代表取締役は取締役会の決議に従って会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができる。

2 代表取締役は前項の取締役の中から選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は法令に特に定められた場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順位により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集は各取締役及び各監査役に対し、議題を附して会日から少なくとも5日前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、1日前に通知してこれを招集することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(顧問及び相談役)

第26条 必要のある場合は取締役会の決議により顧問及び相談役を置くことができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録して議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議をもって定める。

(取締役との責任限定契約)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める

額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会)

第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の定員及び選任)

第32条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。

- 2 監査役選任の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は前任者の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、議題を附して会日から少なくとも5日前にその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、1日前に通知してこれを招集することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に特に定められた場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録して出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金等の除斥期間)

第48条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受取られないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

第1条 第3条の変更は、2026年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。